

まちづくりの 基本ルール



●岩見沢市住民自治条例懇話会を設置し、まちづくりの基本ルールづくりについて、活発な意見交換が行われています。

今年7月、まちづくりを進めていくための基本的なルールとなる住民自治条例の必要性やあり方、今後発足予定の岩見沢市住民自治条例検討委員会(仮称)での条例策定の進め方などを検討するために、岩見沢市住民自治条例懇話会が発足しました。

この懇話会は、市内の市民団体の代表者や識見者などの7人の委員で構成され、これまでに4回の会議を開いて、委員の独自の知識や経験をいかし、住民自治条例の必要性や、その形態などについて、和やかな雰囲気の中活発な意見交換を行っています。今後は、話し合った内容を踏まえて、市に対して提言をしていただく予定です。

【議論されている主な内容】

- 住民自治条例を制定する必要性
地域主権、地域課題(少子高齢化、人口減少社会など)、市町村合併などの視点に立って、条例の必要性を検討しています。
- 住民自治条例の形態等
わかりやすい表現、条例の適用範囲、実行規定や努力規定の考え方、条例の体系などを検討しています。
- 住民自治条例の検討組織のあり方
検討組織の形態、人数、検討方法、スケジュールなどを検討しています。

会議録や住民自治条例づくりの取り組みは、今後も市のホームページや広報紙でお知らせします

問合せ先 市住民自治・安全安心推進室

皆さんの声で住みよいまちに

あなたの夢を市長と気軽に話してみませんか

市長室
開放

岩見沢の素敵だなと思うこと、皆さんの地域活動の話やまちづくりの話をお聞かせください。学生の皆さんも大歓迎です。皆さん、この機会に市長室を訪問してみませんか。

- 11月29日(火) 午後3時から
- 予約受付 11月1日(火)～18日(金)
午前9時～午後5時30分
電話でお申し込みください
- 受付組数 3組程度(1組最大7人程度まで)

お話しする内容は、できれば事前にお知らせください。また、個人的な相談や政治、宗教に関するご意見はご遠慮ください。

申込・問合せ先 市秘書課秘書係